

第 1049 回 高知市教育委員会 2 月定例会議案

1 開催日 平成 22 年 2 月 25 日(木)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 4 号 平成 22 年 3 月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について

平成 21 年度一般会計 3 月補正予算

平成 22 年度一般会計当初予算

高知市立児童館条例の一部を改正する条例議案

高知市教育基金条例の一部を改正する条例議案

高知市立高等学校授業料等に関する条例の一部を改正する条例議案

高知市工石山青少年の家条例の一部を改正する条例議案

日程第 3 市教委第 5 号 平成 22 年度教育委員会の機構について

日程第 4 市教委第 6 号 高知市春野文化ホールピアステージ条例施行規則の一部改正について

4 報告

高知市立学校教員の交通違反に係る措置について

5 委員長閉会宣言

6 出席者

(1) 委員	1 番委員長	澤 田 智 恵
	2 番委員	西 山 彰 一
	3 番委員	山 本 和 正
	4 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	舩 田 郁 男
	総務課長	弘 田 充 秋
	学校教育課長	片 岡 正 樹
	学事課長	佐々木 正 彦
	生涯学習課長	大 崎 徹 三
	青少年課長	西 谷 進
	人権教育課長	岡 野 晃 之
	少年補導センター所長	田 所 和 仁
	総務課長補佐	近 森 象 太
	学校教育課学校教育班長	多 田 美 奈 子
	総務課総務係長	小 田 優
	総務課総務係主査	岡 宗 裕 美

## 第 1049 回 高知市教育委員会 2 月定例会 議事録

1 平成 22 年 2 月 25 日(木) 午後 4 時 00 分～午後 4 時 58 分(たかじょう庁舎 5 階会議室)

### 2 議事内容

開会 午後 4 時 00 分

澤田委員長

ただいまから、第 1049 回高知市教育委員会 2 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は山本委員さん、お願いいたします。

それでは、議案審査に入ります。まず、日程第 2 市教委第 4 号「平成 22 年 3 月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

総務課長

総務課長の弘田です。この 3 月議会に提案予定の議案について説明いたしたいと思えます。お手元に配布しました「第 1049 回高知市教育委員会 2 月定例会議案別紙資料」をご覧ください。

この資料の 1 ページをご覧ください。3 月議会に提案予定の議案ですが、予算議案は平成 21 年度一般会計補正予算及び平成 22 年度一般会計当初予算の 2 件、それから予算外議案は条例改正議案が 4 件となっております。

まず、(1)平成 21 年度一般会計補正予算でございますが、補正の内容としましては 10 件ございます。まず、教育基金積立金でございます。補正額は、1,150 万円でございます。内容は、教育振興のためにいただきました寄附金を教育基金に積み立てるものでございます。

次に、(2)環境リサイクル教育推進事業費でございますが、補正額は 390 万円の減額でございます。内容は、廃プラスチック処理について、入札による委託単価の減少に伴い減額補正を行うものでございます。

次に、(3)奨学資金でございます。補正額は 338 万円の減額でございます。内容は、奨学資金について既に貸与している方々の中から退学、休学される方が出てきたことに伴いまして不用となったものについて減額補正するものでございます。

次に、(4)学校教育情報化システム管理費として 1,300 万円の減額でございます。内容は、21 年度に計画していた教育用パソコン約 1,800 台分のウイルス対策ソフト更新業務を、22 年度に予定しています教育系と行政系を統合したネットワークの再構築と併せて整備することとなったため、その経費を 21 年度に改めて計上することとしたため、今年度計上の予算について減額補正するものでございます。

次に、(5)派遣職員負担金でございます。補正額は、796 万 3,000 円でございます。内容は、高知県と高知市が共同で出資しています高知県競馬組合の経営改善のため、平成 20 年 4 月から 3 年間の期限で同組合から派遣職員 1 名を受け入れ学校用務員として小学校に配置しております。その人件費を同組合に対し負担するものでございます。

次に、(6)小学校と(7)中学校の学校管理費でございます。補正額は、併せて 1,000 万円で、内容は学校管理費のうち水道料及び電気料の予算に不足が生じる見込となったものでございます。

次に、(8)新堀小学校リニューアル事業でございます。補正額は、3,500 万円でございます。内容は、平成 25 年 4 月に追手前小学校と新堀小学校を統合して設置する「はりまや橋小学校」の開校に向けまして、現在、両校保護者を交えて新校にふさわしい施設整備の内容について協議を重ねております。

22年度についてはプールリフレッシュ工事と市立学校のモデル校としてプールサイド日除け屋根等に太陽光発電設備を設置したいと考えております。そのうち、太陽光発電設備設置工事につきまして、国の21年度補正予算による有利な補助制度を活用できることとなり、21年度3月補正予算として対応したいというものでございます。

なお、太陽光パネルでございますが、概ね20キロワット程度を考えておりますけれども、その発電量は1時間当たり50キロワット程度とされておりまして、8教室から10教室程度の蛍光灯を1日の授業の間点灯するための電力使用量相当が見込まれております。

次に、(9)図書館システム管理費でございます。補正額は2,399万2,000円でございます。内容は、市民図書館の6分館15分室の規模に対応可能な新図書館システムが構築できる3業者から見積を取りましたところ、現行のシステムと同じ業者が落札したため、システム移行データの抽出が不要となったこと、また、開発費についても予定価格より安価になったことに伴い、減額補正を行うものでございます。

次に、(10)繰越明許費の設定でございます。10件で1億8,087万2,000円と書いておりますが、財政担当部署から連絡があり調整の結果、金額の訂正がございます。1億6,687万2,000円へ訂正願います。内容は、地方自治法第213条の規定により、年度内に支出が完了しない見込みのある10件について繰越明許費を設定し、翌年度に繰り越して予算を使用できるようにするものでございます。

補正予算については以上でございます。

続きまして、平成22年度一般会計当初予算でございます。お手元の資料の3ページをご覧くださいと思います。一番下に合計欄を記載しておりますが、22年度教育費予算は総額で89億7,191万6,000円でございます。前年度と比較しまして、金額で6,899万3,000円、率で0.8パーセントの増加となっております。

22年度の予算編成は、19年度から続いております経常予算と政策予算を一体的に要求することとされておりまして、財務部からは、人件費を除いた経費として21年度比4,400万円の減額という予算要求基準額が示されるなど、厳しい財政状況の中での予算折衝となりました。折衝の結果、最終的に6,899万3,000円の増加となりました。市全体で申しますと一般会計総額で21年度比約22億円の減額となっております中で、教育費は若干ではございますが増額となっております。増額となっておりますのは、教育委員会と健康福祉部の2部署のみというふう聞いております。

それらの状況でございますが、教育費予算の特徴としましては、県との連携や国の緊急雇用対策予算を活用した人的支援として、児童生徒支援員や学校図書館支援員の増員など、学校現場への人的支援予算の大幅な増額がなされたということが特徴でございます。

資料の一番上の欄の「1教育総務費」の欄をご覧ください。21年度と比べますと1億円強の大幅な増額となっております。そこが大きな特徴といえるかと考えます。一方、子どもたちの安全対策として高知商業高校の図書館食堂棟をはじめとします学校施設の耐震対策予算は、財源の確保を工夫しながら一定額を確保できたと考えております。

そういう状況ではございますけれども、修繕費用でありますとか、教材費用などをはじめとします学校への配当予算につきましては、大幅に我慢せざるを得ない状況となりました。資料の「2小学校費」と「3中学校費」をご覧くださいと思います。その中に、校舎等施設管理費ですとか、学校管理費、教材備品費、教材整備事業費という事業項目がありますが、そういうところが配当予算となっております。総務課の修繕費用で1,800万円程度、学事課の教材費等で7,500万円程度の削減となりました。この措置は、財政状況が好転するまでの間の暫定的な措置と考えておりますが、少なくとも平成25年度までの間は、学校職員による創意工夫などによりまして困難な状況を乗り切ってまいらなければならないと考えております。

また、少年補導センター事務室の借用の解消でありますとか、社会教育施設の管理業務の委託実施や指定管理者制度の導入などの経費節減にも努めたところでございます。

以上のような、人、物で言えば、人的支援に予算を重点配分したと言えると思います。そのようなことで、予算の内容につきましては、お手元に資料として「議案概要」を別にお配りしておりますが、枠で囲んでおるところが教育委員会に係る箇所となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。いずれにいたしましても、大変厳しい予算編成でございました。

以上、簡単ではございますが、22年度の教育費予算の概要の説明とさせていただきます。

最後に、予算外議案4件でございます。資料の2ページをご覧ください。まず、(1)高知市立児童館条例の一部を改正する条例議案でございます。資料の13ページから16ページまでをご覧ください。児童館条例につきましては、現在、市長部局の市民生活部が所管しておりますが、なぜここに掲載しているかと申しますと、平成22年度から児童館の施設管理を教育委員会に移管したいという協議が整いまして、その移管に向けての規定整備を行うものでございます。

この議案については、市長部局から教育委員会に対して意見を聞きたいということで説明させていただきました。実際に、議会の委員会で審議されますのは、経済文教常任委員会ではなくて、市民生活部を所管する厚生常任委員会に付託されると思っております。

それでは、14ページをご覧ください。第3条第2項に、「児童館を利用しようとするときは、市長の承認を受けなければならない」となっておりまして、これを「児童館を利用しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない」というふうに変わっていくこととなります。そういうことで、市長部局から教育委員会に児童館の管理にかかわる業務を移管するという内容でございます。

次に、(2)高知市教育基金条例の一部を改正する条例議案でございます。17ページの新旧対照表をご覧ください。現行の教育基金条例につきましては、その活用範囲を学校教育に限定しておりますが、それを学校教育から少し広げて教育の振興のための事業にも活用したいと考えております。そのことによりまして、例えば22年度の予算で申しますと、子ども科学図書館の備品の整備などに教育基金を充てていきたいと考えております。これまでの利子の充当だけの活用では限りがありますことから、新たな基金自体の処分として基金の取り崩しを可能とするように規定を改正したいというものでございます。改正内容としましては、第5条を新設し「処分」の規定を設けるなど改正をしております。

次に、(3)高知市立高等学校授業料等に関する条例の一部を改正する条例議案でございます。20ページの新旧対照表をご覧ください。今朝の新聞にも出ておりましたが、通常国会に提出されております公立高等学校に係る授業料の徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律案が、衆議院での審議に入ると報道されておりました。その法律案が成立し、施行されることとなるまでの間、審議の結果が出る時期が不透明な状況がございまして、4月1日施行が流動的でございますので、授業料の徴収を猶予するため、授業料の納付期限と納付額についての特例を定めたいというものでございます。

20ページの新旧対照表で申しますと、現在の規定では4月分については4月30日までに納めなければならないとなっておりますが、これを法案が成立するまでの間は猶予するといったものでございます。また、「市長が特別の事由があると認める場合における年額により定めた授業料の納期及び各納期の納付額は、市長が別に定めるもの」とし、納期と各納期の納付額を、現在1か月ごとに納付しているものを10回にするといったようにできるようにするものですが、この法案が成立しますと授業料の徴収自体がなくなりますので、それにつきましては、法案成立後に条例の改正議案を改めて提出する予定でございます。

次に、高知市工石山青少年の家条例の一部を改正する条例議案でございます。22ページをご覧ください。平成21年1月から、県立の青少年施設につきましては、食事料金が改定されておりますが。その料金に合わせて工石山青少年の家の食事料金の改定を行いたいというものでございます。

経過としまして工石山青少年の家は、平成 17 年 1 月 1 日の旧土佐山村との合併によりまして、高知県から移管されてきました青少年の教育施設でございまして、その性格上、宿泊料金、食事料金については、従前から県立の他の青少年教育施設と同額で運営してきた経過がございまして、基本的に料金を合わせていきたいというふうに考えておるところでございます。料金につきましては 22 ページの別表をご覧くださいと思いますが、食事料金のうち朝食 370 円を 420 円、昼食 430 円を 480 円、夕食 500 円を 570 円に改定したいというものでございます。

以上が、提案予定の議案の内容でございます。

澤田委員長

たくさんありましたが、順次、ご質問いただきたいと思えます。それでは、質疑等はございませんか。

西山委員

教育基金条例の一部改正についてですが、当初のご説明の中で「学校教育に限定した」ものから「教育振興」に広げたということでした。趣旨がいま一つよくわからないところがあるのですが、詳細をご説明願って構いませんか。まず、基金そのものが「学校教育に限定した」というところが、今回「本市における教育の振興を図るため」に変わったというところが、この新旧対照表からは読めないところがあります。

総務課長

第 1 条になりますが、基金を設置する目的としてその活用範囲を、基本的に「市立学校の教育条件の充実を図り、人間性豊かな児童生徒を育成するため」と指定しておりました。この内容は、児童生徒のための「学校の教育条件の充実を図り」ということで、寄附金の使途は、学校の児童生徒にかかわる教育条件の整備に限るというものでございました。

学校の児童生徒の教育環境の充実はもちろんのこと、その周辺として、例えば先ほど申し上げました子ども科学図書館などは学校教育のみにかかわらず、学校を終えたあとの教育になります。そうしたところまで活用を広げたいということで、教育の振興のための事業まで範囲を広げたいというふうに考えております。当然、教育と書いておりますので、児童生徒にかかわる部分だけではなくて、広く生涯学習関係もその範疇になることも考えられます。ただ、基本は、児童生徒の学校教育にかかわる直接部分とそれに関連する部分をメインに考えていきたいと思っております。

西山委員

子ども科学図書館というのが出されたのですが、今はこういった形で運営費用が賄われているのでしょうか。

総務課長

市の単独費用で運営されております。しかもそれは、ボランティアなどの形で支援していただいて運営されております。それもわずかな予算で運営しておりまして、例えばパソコンなどもかなり旧型のものを使っておる状況もございまして、そういう部分の改善あるいは標本の修繕や施設の整備も賄えなかったところでございます。また、現実的にこの基金の活用としては、基金自体には手を付けないということで、利子だけで運営しています。基金設置当初のように利息が高いときは運用益が大きいわけですけれども、また、その充てる事業も基金を設置したときには、学校図書などの購入などに充てていきたいということで、利子の範囲で賄っていくには非常に限定された運用でございました。

そうした中で、基金が 2,000 万円以上になっておりますし、予算についての説明で申しましたように非常に厳しい財政状況になっております。今までは、基金の利子で運用してきましたけれども、子ども科学図書館などいろいろ不自由している部分がございますので、そういうところに教育の振興のために頂いた寄附金を積み立ててきました基金自体を取り崩して充てることを可能にしたいと考えて

おります。

西山委員

わかりました。ありがとうございました。

山本委員

工石山青少年の家の食事料金の改定ですけれども、県の施設で料金が上がったとのことですが、利用者が減少することはありませんか。

青少年課長

青少年課長の西谷です。工石山青少年の家でございますが、現在日に1,300円の食事代を頂いておりますけれども、材料費は950円でできておりました。ただ、現在はそれで賄えておりますが、将来的には、現在の財政状況の中で、その費用では賄えなくなる可能性があります。そういったことで、昨年県が料金を引き上げておりますので、将来を見越して上げさせていただいて、食材の財源を作り出していこうと提案させていただいたものです。

それで、利用者についてですが、今のところ周知しておりませんが、すでに予約いただいた方には説明をしていきますけれども、一応9月からの値上げを予定しております。一定期間は、その周知期間とさせていただいておりますが、それほど影響はあるというふうには考えておりません。

澤田委員長

それでは、この件に関して、質疑等はございませんか。

ただいま委員の皆さんからいただきましたご意見を踏まえまして、教育委員会として市長に申し上げる意見としてはいかがいたしましょうか。

特にないようですので、市教委第4号「平成22年3月市議会定例会に提出する予算議案及び予算外議案に対する意見について」は、「特段の意見なし」と決することに、ご異議ございませんか。

委員一同

#### 【異議なし】

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第4号はそのように決しました。

次に、日程第3市教委第5号「平成22年度教育委員会の機構について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

総務課長

総務課長の弘田です。平成22年4月からの教育委員会の機構に変更がございますので、その変更案について説明させていただきたいと思っております。

別紙資料の23ページをご覧くださいと思います。現在、市全体でアウトソーシング推進計画に基づきまして50の業務について見直しが行われております。その中で、22年度から市民図書館の移動図書館業務の民間委託の実施と、自由民権記念館の施設管理業務に関する指定管理者制度の導入を行うこととしております。それに伴いまして機構の変更が必要となったものでございます。

まず、市民図書館の部分をご覧くださいと思います。市民図書館の移動図書館業務の民間委託実施に伴いまして、移動図書館係を廃止いたします。現在、移動図書館係は6名体制でございまして、係自体は廃止しますが6名のうち1名は、委託業務の管理、配本所の新設及び変更、貸出図書の見直し、購入などの業務を引き続き館内で行う考えでございまして、そういったことで、人員としては5名の減となります。

次に、自由民権記念館の部分をご覧くださいと思います。22年度からの自由民権記念館の施設管理業務についてのみでございまして、指定管理者制度の導入を行います。それに伴いまして、現在の管理係を廃止いたします。そうしますと、学芸係の1係のみとなりますので、生涯学習課ですとか、

スポーツ振興課のようにスタッフ制をとりたいと思います。つまり、ラインとしての学芸係を廃止いたしまして、スタッフ制として仮称としてではございますが、学芸企画担当係長を配置し、その者の指揮監督の下に、学芸業務と指定管理に関する事務、予算などの庶務も行う考えでございます。人員的には、管理係2名の減となります。

最後に、これは、機構の変更ではございませんが、委員の皆様方にお知らせさせていただきたいと思っております。教育委員会事務局内の具体的には学校教育課になりますが、また仮称になりますが、教育企画監という職名の課長級のポストの配置を行いたいと考えております。担当します業務の内容としましては、学校教育に関します高度な専門的な政策の企画や、委員会内外の調整事務に従事していただきたいというふうに考えております。

以上が機構の変更の内容でございます。

澤田委員長

それでは、この件に関して、質疑等はありませんか。

西山委員

移動図書館業務の6名のうち1名が残るということですが、その1名の方はどこに行かれるのですか。資料管理係でしょうか。

総務課長

1名の方の配置につきましては、どなたに残っていただくかということもございます。そういう属人的な部分もございますけれども、基本的には、いずれかの係に配置したいと考えております。その辺は、市民図書館の館長の意見も参考にしながら検討したいと考えております。

西山委員

それから、今回の機構改革によって、何人減るのですか。

総務課長

機構改革に伴う部分につきましては、移動図書館係が5名、自由民権記念館の管理係が2名の合計7名となります。

澤田委員長

ほかに、この件に関して、質疑等はありませんか。

特にないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。

日程第3市教委第5号「平成22年度教育委員会の機構について」を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

委員一同

【異議なし】

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第5号は原案のとおり決しました。

次に、日程第4市教委第6号「高知市春野文化ホールピアステージ条例施行規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

生涯学習課長

生涯学習課長の太田でございます。

「高知市春野文化ホールピアステージ条例施行規則の一部改正について」の改正の趣旨としましては、高知市春野文化ホールピアステージへの指定管理者制度の導入に伴いまして、使用許可の申請について利用者の利便性を図ることを目的に同施行規則を改正するものでございます。

7ページの新旧対照表をご覧ください。改正の内容でございますが、これまで、使用許可の申請につきましては、同規則によりまして「使用を開始しようとする日の属する月の1年前」の日から「30

日前まで」の間に受け付けるものとしておりましたが、使用申請の開始日を「使用を開始しようとする日の属する月の1年前の月の第1日から」受け付けできるようにするとともに、同規則第10条で指定管理者を指定した場合の取扱いとしまして、使用日の「30日前までの間に」を適用せずに、つまり30日前以後でも受け付けできるようにいたしたいと考えております。

以上でございます。

澤田委員長

それでは、この件に関して、質疑等はありませんか。

特にないようですので、この件の質疑を終了し採決に移ります。

日程第4市教委第6号「高知市春野文化ホールピアステージ条例施行規則の一部改正について」を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

委員一同

【異議なし】

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第6号は原案のとおり決しました。

最後に、報告事項「高知市立学校教員の交通違反に係る措置について」を議題とします。この案件は、個人情報を含む案件のため秘密会といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

委員一同

【異議なし】

澤田委員長

ご異議なしと認めます。よって、この案件は秘密会といたします。

(この案件は、高知市教育委員会会議規則第10条の規定に基づき秘密会とし、同規則第13条第4項の規定に基づき会議録に記載しない。)

澤田委員長

秘密会を解きます。

本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで、教育委員会を閉会します。

開会 午後4時58分

委員長

3番委員